

## 有料老人ホーム設置事務の流れ

設置計画



事前協議書の提出

※必ず事前に電話で来庁日時をご相談ください。

【担当】旭川市福祉保険部指導監査課

電話：0166-25-9849



事前協議済書の交付



開発許可等の申請



設置届の提出

※必ず事前に電話で来庁日時をご相談ください。



届出済書の交付

(入居者募集が可能)



事業開始届の提出

(運営を開始したとき)

※その他、毎年7月1日現在の現況について、8月31日までに報告する必要があります。

= 事業所が提出する書類

= 旭川市より交付する書類

※既に建物の建築を行っている場合や既存の建物で事業を行う場合(未届有料老人ホームを含む。)には、設置届からの手続きになりますが、提出していただく書類については、事前協議書及び設置届に添付していただく書類の全てが必要です。